

### 住宅用火災警報器の寿命は、設置後約10年が目安です！

- 住宅用火災警報器は、火災をいち早く察知するためにとっても有用ですが、故障や電池切れにより、いざというとき正常に作動しない場合もあります。万一の火災に備え、住宅用火災警報器を定期的な点検しましょう。
- 住宅用火災警報器の寿命は、約10年が目安とされています。本体に記載されている製造年などを確認し、寿命が経過したものは交換しましょう。
- 高所に設置している住宅用火災警報器を点検・交換する場合は、ケガをしないよう十分注意しましょう。不安な場合は、無理せず周囲の人に依頼することも検討しましょう。
- 住宅用火災警報器の点検方法は、取扱説明書やメーカーのホームページなどで確認しましょう。

問い合わせ **防災対策課**  
☎ 22-2235 FAX 22-2248  
**徳島中央広域連合消防本部消防課**  
☎ 26-1191 FAX 24-9918

### 市営墓地を新たに使用する場合や墓地の改葬(遺骨の移動)をするときは、申請が必要です！

#### 市営墓地について

墓地(既設・新設)によって使用料に違いがあります。また、市営墓地内でお墓が建っていない区画があっても空いているとは限りません。

お墓(区画内)の除草は使用者の方がしてください。また、墓地内のゴミは持ち帰って処分してください。

#### 墓地の改葬について

墓地の改葬(遺骨の移動)を希望する方は、事前に改葬許可が必要です。また、改葬後に区画を使用しない場合は、墓石を撤去のうえ、墓地返還届を提出してください。

#### ※注意

自己所有の土地や墓地として認可を受けていない霊園などにお墓を建てることは違法です。撤去などの罰則が科せられますので、必ず事前確認をお願いします。

問い合わせ **環境企画課**  
☎ 22-2230 FAX 22-2247

### 令和6年度 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例のお知らせ

平成27年度税制改正で実施されたグリーン化特例(軽課)について、適用期限が延長されています。

三輪および四輪の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、**初度検査の翌年度分に限り軽自動車税(種別割)が軽減**されます。令和5年4月1日から令和6年3月31日までに初度検査を受けた軽自動車については、下記の車両が適用対象となります。

| 軽乗用車                        | 軽貨物車    | 軽減率    |
|-----------------------------|---------|--------|
| 電気自動車など(*1)                 | 電気自動車など | 約75%軽減 |
| 令和12年度燃費基準90%達成(営業用に限る)(*2) |         | 約50%軽減 |
| 令和12年度燃費基準70%達成(営業用に限る)(*3) |         | 約25%軽減 |

(\*1) 電気自動車など：電気自動車および天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合車または平成21年排出ガス規制に適合し平成21年排出ガス基準値NOx10%以上低減車に限る。)

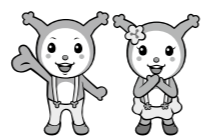
(\*2) (\*3) 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

問い合わせ **税務課**  
☎ 22-2215 FAX 22-2247

### 「レッツ・クリーン」環境美化活動

～市内一斉「ポイ捨てごみ」清掃活動にご参加ください！～

令和6年度に「レッツ・クリーン」環境美化活動を予定しています。道路沿い、公園、河川敷などの「ポイ捨てごみ」をなくし、快適な生活環境を守るため、地域ぐるみで一斉に身の回りの環境美化を行いましょ。申し込みは4月以降に受け付けを予定しています。詳細は「広報よしのがわ」令和6年度4月号にて確認してください。



問い合わせ **環境企画課**  
☎ 22-2230 FAX 22-2247

### 「パワー・デイ」参加者募集

運動習慣をつくりましょう！

**対象者** 市内在住の65歳以上の方で、介護保険サービスを利用していない方  
※一度参加した方でも1年以上経過している場合は、再度申請できます。

**利用期間** 4月～6月、各コース週1回

**利用コース・運動内容**

- 水中運動(プール)  
温水プールで歩行を中心とした運動
- マシントレーニング  
トレーニング機器などを使用した運動

**実施場所** 吉野川リハビリセンター  
(健祥会インディペンデント吉野川)  
川島町川島106番地2  
☎ 26-3010 FAX 26-3011  
※見学も歓迎しています。

**利用料** 250円/1回

**申請に必要なもの** 印鑑

※申請書は、長寿いきがい課(本館2階)、各支所(川島・山川・美郷)、健祥会吉野川リハビリセンターに備えています。

**申請締切** 3月8日(金)

問い合わせ **長寿いきがい課**  
☎ 22-2264 FAX 22-2260

### 吉野川市 市制20周年記念事業 吉野川市フォトコンテストを開催しています!!

～写真でめぐる吉野川市の歩み～

吉野川市は、令和6年10月1日に市制施行20周年を迎えます。20周年を迎えるにあたり、これまでの吉野川市の歩みを振り返り、未来に残したい写真を広く募集しています。

#### 募集内容

- テーマ1：一番好きな吉野川市の風景
- テーマ2：ある日の日常の1枚、イベントや行事の様子
- テーマ3：懐かしい思い出の1枚(平成16年10月1日以降の写真)

**応募資格** どなたでも(20周年を共に盛り上げたい人)  
※日本在住の方に限ります。

**応募期限** 3月31日(日)まで

問い合わせ **市長公室** ☎ 22-2203 FAX 22-2244

### 戸籍証明書の広域交付のお知らせ

3月1日から、本籍地が吉野川市以外の方の戸籍および除籍についても、本市の窓口で戸籍証明書を請求し、交付を受けることが可能となります。

#### 交付できる証明書

- 戸籍(除籍)全部事項証明書
- 改製原戸籍謄本 ●除籍謄本

**請求できる方** 戸籍などに記載されている方、配偶者、直系尊属または直系卑属の方  
※代理人、第三者などによる交付の請求は認められません。

**請求に必要なもの** 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)  
※官公署が発行した顔写真付きの証明書に限ります。

詳細については、広報3月号および市ホームページに掲載予定です。

### 戸籍届け出時における戸籍証明書の添付について

これまで、本籍地以外で戸籍届け出をする場合において、届け出に戸籍証明書の添付が必要でしたが、3月1日から原則として不要となります。

問い合わせ **市民課**  
☎ 22-2210 FAX 22-2245

#### 表彰 各テーマごとに

- グランプリ 1作品  
賞品(10,000円相当の吉野川市特産品)
- 準グランプリ 2作品  
賞品(5,000円相当の吉野川市特産品)
- 入賞 5作品  
賞品(3,000円相当の吉野川市特産品)

#### 応募方法

Instagramまたは応募フォームのいずれかにより応募できます。  
募集要項など、詳細は市ホームページにて確認してください。



「児童虐待かも?」と思ったら、迷わず児童相談所全国共通ダイヤル「189」へ連絡を!